

平成11年 第2回 沼田町議会臨時会会議録

平成11年 5月11日(火) 午前10時07分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員会 委員長	山本秀雄	君	農業委員 会長	小西義光	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	(空 席)		収 入 役	篠 田 繁 彦	君
総務課長	市 橋 忠 晴	君	財政課長	平 木 昭 良	君
産業課長	矢 野	潔 君	水道課長	松 田	剛 君
民生課長	半 田 昭 雄	君	振興室長	中 村 幸 雄	君
建設課長	藤 間	武 君	和風園園長	清 水 勝 之	君
旭寿園園長	高 儀 博 幸	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美	君	次長	野原耕次	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	臨時議長就任
	開会宣言
	仮議席の指定について
	会議録署名議員の指名
選挙第1号	議長選挙について
	会期の決定
選挙第2号	副議長選挙について
	議席の指定について
選任第1号	常任委員の選任について
選任第2号	議会運営委員の選任について
選挙第3号	五カ山地区共同利用模範牧場組合議会議員の選挙について
選挙第4号	北空知学校給食組合議会議員の選挙について
選挙第5号	北空知衛生施設組合議会議員の選挙について
選挙第6号	北空知衛生センター組合議会議員の選挙について
選挙第7号	北空知広域水道企業団議会議員の選挙について
選挙第8号	深川地区消防組合議会議員の選挙について
選挙第9号	空知教育研修センター組合議会議員の選挙について
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成10年度沼田町一般会計補正予算 専決第2号)

- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部を改正する条例)
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成11年度沼田町一般会計補正予算 専決第 1 号)

(1 0 時 0 7 分 開 会)

(臨時議長の紹介)

○議会事務局長（石脇敏彦局長）皆様、この度は当選おめでとうございます。私は、事務局長の石脇です。よろしくお願い致します。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。本臨時会は、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の、吉田俊一議員をご紹介します。吉田俊一議員、議長席にお着き願います。

(臨時議長のあいさつ)

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） ただいま紹介されました吉田俊一でございます。地方自治法第107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願いを致します。

(町長のあいさつ)

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） ここで、町長からごあいさつを頂きたいと思います。町長。

○町長（西田篤正町長）おはようございます。この度の、統一地方選挙後、初の議会に当選されました議員の皆さん方、全員のご出席を賜りました事、心から厚く御礼を申し上げます。

少数激戦といいながら、大変厳しい選挙戦を勝ちぬかれまして、御当選の栄誉を授かりました事を心からお祝いを申し上げたいと思いますし、不肖私も、4月の20日に無投票当選という事で、当選の栄誉を得させていただきました。今後とも、至らぬ者でございますけれども、議会の皆さん方のご指導を心からお願いを申し上げたいというふうに思います。

それぞれ各議員さんの選挙の公約もありますが、私もそれぞれ各地区で私の考え方を申し述べてまいりました。その公約の実現に全力をあげて進んでまいりたいと思いますが、もちろん21世紀を見た時に、私達の環境というのは非常に厳しさが増しております。国の税収不足による財源の逼迫、或は道の財政状況を考えますと、地方自治の時代と言われるながら私どもの町にとっても、非常に財政的には厳しい時代が訪れるだろうという事は、皆さん方すでにご承知のとおりだと思いますが、この難しい時代をなんとしても私達は乗りきって行きまして、次の世代にそれを引き継がなければならない。そんなふうに思っております。

農業の問題ひとつにとりましても、非常に国の農業情勢が混迷している中で、私どもやはり、沼田の農業をどう確立していくか、こういう事がひとつの大きな目標に掲げておりますし、加えて商工業の振興も非常に厳しさを増しております。現在ご承知のとおり、すずらんの撮影が始まりまして、恵比島地区非常ににぎわっております、そこで商工業者の皆さん方が、活気ある活動を続けておりますが、これも長くは続かないだろうと考えております。

しかしながら私どもは、この機会を逃すことなく、出来るだけ多くの期間をここで多くの町民の皆さん、或は町外の皆さん方にお越しを頂いて沼田をPRし、次の何かに繋いでいきたい。これは恵比島地区の振興にも繋がる事でございますから、真剣に考えていかなければならないと思っております。私は選挙の時に申し上げましたように、40年に渡る

公務員生活の中で、殆ど行政改革がなされていない状況だったというふうに思っております。それは確かに、課の減少、或は課の新設というのがありましたけれど、はたしてそれが時代に合った役場の機構だったかという反省を踏まえまして、次回の臨時会を予定させていただきまして、その中で課の設置条例の提案をさせていただき、いち早く21世紀に向けて農業或は商工業の振興をどう進めるかという機構の見直しをかけて行きたいというふうに思っております。その中から、私達の進むべき道をしっかりと見つめ、議会の皆さん方と真剣に論議をしながら、新しい沼田のふるさと作りに全力を傾けさせて頂きたいと思えます。

勿論そのためには、町民の皆様方、多くの意見を聞かなければなりません。従来のトップダウンの方式では、住民の皆さん方の意見がはたして町政に反映されたかどうかという疑問を私は感じております。そういう観点からも是非ひびを交えて、町民の皆さんひとり一人の意見を聞けるような、そういう木目細かな行政を進めて、この町に住んで良かった。この町に一生涯住んで良かったをいう思いと、私どもで働く職員にとっても、この職場で働く事が本当に良かったのだと思えるような、そういう職場でありたいと思っております。そのことが、町の振興に繋がりますし、町の先頭に立って職員が一層努力する根底になるだろうと思っております。そういう思いを掲げながら、新しい21世紀に向けて全力で努力をさせていただきますので、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(自己紹介)

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） ただいま町長のごあいさつが終わりましたので、ここで、自己紹介をしていただきたいと思います。慣例に従いまして、住所、指名、職業程度の簡単な自己紹介をいただきたいと思いますので、仮議席の順序で、2番議員から順次登壇をして自己紹介をお願いしたいと思います。2番議員、橋場議員。

○橋場 守議員 皆さん、おはようございます。私は、氏名は橋場 守です。住所は仲町東、今町長もあいさつにありましたように、私も町民が主人公であるという公約を実現の為に一生懸命頑張りたいと思えます。どうぞ、よろしくお願いします。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 3番、吉田議員。

○吉田好宏議員 吉田好宏であります。住所は、高穂2でございます。農業を現役でやっております。三度当選をさせて頂きました。大変ご支援を頂きました事に感謝を申し上げたいと思えます。多くの町民の皆さんに、出会いを致しました。議員として、反省をしながら町民の信頼に応えるために全力を尽くす事を、お約束を申し上げたいと思えます。よろしくお願いします。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 4番議員。

○野 道夫議員 野 道夫です。南1条4丁目、職業は無職と言っているのか、ちょっと分かりませんが、私は、職業的には北海道水と土、北海道の指導員をやっております、自然環境を進める沼田町の素晴らしい良さを造っていききたい。このように考えております。今後とも宜しくお願い致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 5番、谷口議員。

○谷口清治議員 皆さん、おはようございます。谷口清治でございます。住所は、南1条2丁目でございます。職業は、会社役員でございます。今後4年間お世話になりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 6番、久保議員。

○久保 寛議員 市内、東1町内に住まい致しております。久保 寛でございます。職業は、会社役員でございます。初心に返って、一生懸命勉強したいと思っております。よろ

しくお願いを申し上げます。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 7 番、山田議員。

○山田英次議員 おはようございます。4 町内に住んでおります、山田英次でございます。62 才でございます。2 期目ということでございますけれども、初心に返って一生懸命やりたいと思います。また、モットーでございます、ガラス張りの議会ということで進んで行きたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 8 番、横山議員。

○横山忠男議員 みなさん、おはようございます。幌新の横山忠男でございます。職業は、農業でございます。私のモットーと申しますと、私利私欲の無い考え。こういう事を、今までもモットーにしてきておりますし、今後ともそんな事で、やって行きたいと思っておりますし、初めてこの議会に出させて頂きまして、どうか皆さんのご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 9 番、中村議員。

○中村 進議員 中村 進です。住所は東予1556番地です。私はこの4年間、町民の付託に応えられるように、そして又、町民の皆さん方に信頼されるような議員であり、また議会であるように努力をしてまいりたいと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 10 番、山木議員。

○山木一男議員 おはようございます。旭町の山木一男でございます。ちょっと4年間、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 11 番、絵内議員。

○絵内勝己議員 おはようございます。北竜第3から来ました、絵内勝己と申します。農業をやっております。私は、政治に対して全くの素人でありますけれども、町民の皆さん方と共にパイプ役として、精一杯努力してまいりたいと思いますのでどうか宜しくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 12 番、杉本議員。

○杉本邦雄議員 共成1に住まいしております、杉本邦雄です。お蔭様で、後継者と後継者の配偶者に恵まれております。若い人達が住んで良かったというような町にするために頑張りたいと思います。ひとつ、よろしくお願い致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 13 番、室田議員。

○室田俊朗議員 室田でございます。住所は沼田第3、今年45才にまもなくなります。2期目。今回は、町民の期待に応えられる議会活動をしたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 14 番、大沼議員。

○大沼恒雄議員 緑町1の60、大沼恒雄でございます。昭和30年生まれです。子供達に未来を託せる沼田町を造るために、一生懸命精進したいと思います。また、よろしくお願い致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 以上で議員の紹介を終わります。以上で、全議員の自己紹介が終わりました。続いて、説明者側から、自席で自己紹介願いたいと思います。

（説明側の自己紹介を行う）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 以上で自己紹介を終わります。

（午前10時27分 開会）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） ただいまから、平成11年第2回沼田町議会臨時会を開

催いたします。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 日程第１、仮議席の指定を行います。仮議席は、只今ご着席の議席と致します。

１番	吉	田	俊	一	２番	橋	場	守
３番	吉	田	好	宏	４番	野	道	夫
５番	谷	口	清	治	６番	久	保	寛
７番	山	田	英	次	８番	横	山	忠
９番	中	村		進	１０番	山	木	一
１１番	絵	内	勝	己	１２番	杉	本	邦
１３番	室	田	俊	朗	１４番	大	沼	恒

（会議録署名議員の指名）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、臨時議長において、２番橋場議員、４番、野議員を指名致します。

（議長選挙）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 日程第３、選挙第１号、議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉鎖致します。

（議場を閉める）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 只今の出席議員は、１４名です。次に立会人を指名します。会議規則第３２条の規定により、立会人に谷口清治議員及び、山田英次議員を指名します。投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 投票用紙の、配付もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、２番議員から順次投票願います。

（投票）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 投票もれ無しと認めます。投票を終わります。開票を行います。谷口議員、山田議員開票の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 休憩をします。

（午前１０時３５分 休憩）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 再開致します。

（午前１０時４０分 再開）

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） 選挙の結果を報告します。投票総数１４票。これは先

程の出席議員数に符号致しております。その内、有効投票 13 票。無効投票 1 票。有効投票のうち、吉田好宏議員 12 票、橋場 守議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。従って、吉田好宏議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） ただいま議長に当選された、吉田好宏議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。

議長に当選された吉田好宏議員から、発言を求められておりますのでこれを許します。

(議長当選人、登壇・就任あいさつ)

○吉田好宏議員 一言、ごあいさつをさせていただきます。只今、議員皆様方のご推挙を頂きまして議長の要職に付くことになりました。この事は私にとって、非常に名誉な事であり、感謝を申し上げるところであります。しかしながら、私にあっては、議会経験も非常に浅い、非常に微力なものでございます。特に先輩議員皆さん方の中で、私にご推挙いただいた。この事について非常に恐縮に存じているところでございます。私は、町議会選挙におきまして、多くの町民の皆さんとご意見を賜りました。どの方も、議員ひとりひとり、しっかりして町民の付託に応えてほしい。町民の願いを託してほしい。多くの皆さんがそのように私に申しました。私は、自ら反省の上に立ってその町民の願いに報いるべく全力を尽くす事をお約束申し上げたいと思います。

議長職は、あくまでも公平無私これを堅持していく。このことも、お約束申し上げたいと思います。何はともあれ、沼田の町民が住んで良かった。そんな実感の持てる町づくりに全力を尽くす事をお約束申し上げ、議員皆さん方の限りないご指導、ご鞭撻。理事者皆さんの限りない、ご指導を重ねてお願い申し上げ、簡単でありますけれどもお願いのごあいさつに変える次第であります。よろしくお願いを致します。

○臨時議長（吉田俊一臨時議長） これで、臨時議長の職務は全部終了致しました。つたない仮議長でございましたけれども、皆様方のご協力をいただきまして全部終了致しました。

議長、議長席にお着き下さい。大変どうもありがとうございました。

(議長、議長席に着く)

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長） 日程第 4、会期の決定を議題にします。お諮りします。今臨時会の会期は、本日 1 日間に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間に決しました。

(副議長選挙)

○議長（吉田好宏議長） 日程第 5、選挙第 2 号。副議長選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長（吉田好宏議長） 只今の出席議員は、14 名です。次に立会人を指名します。会議規則第 32 条の規定により、立会人に中村進議員及び、山木一男議員を指名します。投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（吉田好宏議長） 投票用紙の、配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。
（投票箱点検）

○議長（吉田好宏議長） 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、2番議員から順次投票願います。
（投票）

○議長（吉田好宏議長） 投票もれはありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 投票もれ無しと認めます。投票を終わります。開票を行います。中村議員、山木議員お願いします。

（開票）

○議長（吉田好宏議長） 選挙の結果を報告します。投票総数14票。これは先程の出席議員数に符号致しております。その内、有効投票13票。無効投票1票。有効投票のうち、久保 寛議員12票、橋場 守議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、久保 寛議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

○議長（吉田好宏議長） ただいま議長に当選された、久保 寛議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

議長に当選された吉田好宏議員から、発言を求められておりますのでこれを許します。

○議長（吉田好宏議長） 休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。久保議員。

（午前10時58分 再会）

（副議長当選人、登壇・就任あいさつ）

○久保 寛議員 私ごと、伝統のあります沼田町議会副議長に就任する事になりました。このうへは、吉田好宏議長のもとで、議会運営がスムーズに行きますように、そして町民の付託に応え、一生懸命研鑽、努力を〜〜に〜〜まいるつもりでございます。どうぞよろしく、ご鞭撻を賜わりますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

（議席の指定）

○議長（吉田好宏議長） 日程第6、議席の指定を行います。本件については、一般選挙後、最初の議席の指定であります。暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

（午前11時04分 再開）

○議長（吉田好宏議長） 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。議席番号と氏名を、事務局長に朗読させます。

○事務局長（石脇敏彦事務局長） それでは、今、抽選いただきました議席番号を私のほうから申し上げます。

1番	久保 寛	2番	野 道 夫
3番	室田 俊朗	4番	吉田 好宏
5番	中村 進	6番	山田 英次

7 番	橋 場	守	8 番	大 沼	恒 雄
9 番	横 山	忠 男	10 番	山 木	一 男
11 番	谷 口	清 治	12 番	吉 田	俊 一
13 番	絵 内	勝 己	14 番	杉 本	邦 雄

以上であります。

○議長（吉田好宏議長） ただいま、朗読したとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

（議 席 移 動）

○議長（吉田好宏議長） 休憩をいたします。

（午前 11 時 05 分 休憩）

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

（午後 3 時 10 分 再開）

（和風園園長 欠席）

（副議長選挙報告の訂正）

○議長（吉田好宏議長） 先程行われました、副議長選挙の結果の訂正を立会人了承の上、ご報告します。投票総数 14 票。その内、有効投票 13 票。無効投票 1 票。有効投票のうち、久保 寛議員 13 票。以上のとおりです。

（常任委員の選任）

○議長（吉田好宏議長） 日程第 7、選任第 1 号。常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。はい、7 番。

○7 番（橋場 守議員） 委員会の選任ですけど、普通どの委員会に所属したいかということで、それぞれの議員の希望をとって進めるのが妥当じゃないかなと思うのです。そして、片方によったら、その時協議をして按分するというのが民主的ではないかと思うのですが。

○議長（吉田好宏議長） 休憩をいたします。

（午後 3 時 11 分 休憩）

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

（午後 3 時 13 分 再開）

○議長（吉田好宏議長） それでは、議長において指名を致します。発表は、事務局長から致します。

○事務局長（石脇敏彦局長） 発表いたします。総務民教常任委員に、山木議員、杉本議員、橋場議員、山田議員、大沼議員、絵内議員、吉田好宏議員の 7 名。

産業建設常任委員に、中村議員、室田議員、吉田俊一議員、谷口議員、野議員、横山議員、久保議員の 7 名であります。

○議長（吉田好宏議長） 以上のとおり、各常任委員に指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 異議なしと認めます。よって、只今指名しましたとおり、常任委員に選任する事に決しました。暫時休憩いたします。

(午後 3時15分 休憩)

○副議長（久保 寛副議長） 再開いたします。

(午後 3時16分 再開)

(議長の常任委員の辞任)

○副議長（久保 寛副議長） 議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。只今、総務民教常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有している他、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時、一個の委員会に委員として所属する事は適当ではなく、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので総務民教常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可する事に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（久保 寛副議長） ご異議なしと認めます。よって、議長の総務民教常任委員の辞任については、許可する事に決しました。暫時休憩いたします。

(午後 3時17分 休憩)

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

(午後 3時17分 再開)

(常任委員の互選)

○議長（吉田好宏議長） これより、各常任委員会では、委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選を行って下さい。休憩します。

(午後 3時18分 休憩)

(各委員会で正副委員長を互選)

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

(午後 3時45分 再開)

○議長（吉田好宏議長） 諸般の報告を致します。休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。

総務民教常任委員会、委員長に山木議員、副委員長に杉本議員。

産業建設常任委員会、委員長に中村議員、副委員長に室田議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。休憩をいたします。

(午後 3時46分 休憩)

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

(午後 3時55分 再開)

(議会運営委員会の選任)

○議長（吉田好宏議長） 日程第8、選任第2号。議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、議長において、指名致します。発表は事務局長から致します。

○事務局長(石脇敏彦局長) 発表いたします。議会運営委員会委員に、野 道夫議員、大沼恒雄議員、山木一男議員、中村 進議員、杉本邦雄議員の5名であります。

○議長(吉田好宏議長) 以上のとおり、議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、只今指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決しました。しばらく、休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。

(午後 3時56分 休憩)

○議長(吉田好宏議長) 再開いたします。

(午後 4時03分 再開)

(議会運営委員長の互選)

○議長(吉田好宏議長) 諸般の報告を致します。休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

運営委員長に野 道夫議員、副委員長に大沼恒雄議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

(一部事務組合議会議員の選挙)

○議長(吉田好宏議長) 議案の一括議題についてお諮り致します。この際、一部事務組合議会議員選挙に関する日程第9、選挙第3号から日程第15、選挙第9号までの7件を一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、選挙第3号から第9号までを一括して議題とする事に決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第9号、選挙第3号、五カ山地区共同利用模範牧場組合議会議員の選挙についてから、日程第15、選挙第9号、空知教育研修センター組合議会議員の選挙についての7件を一括して議題と致します。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦にすることに決しました。指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。順次、指名いたします。

日程第9、選挙第3号。五カ山地区共同利用模範牧場組合議会議員に、杉本議員、室田議員、絵内議員。予備議員に、横山議員を。

日程第10、選挙第4号。北空知学校給食組合議会議員に、山田議員、予備議員に、橋

場議員を。

日程第11、選挙第5号。北空知衛生施設組合議会議員に、谷口議員を。

日程第12、選挙第6号。北空知衛生センター組合議会議員に、吉田俊一議員を。

日程第13、選挙第7号。北空知広域水道企業団議会議員に、吉田好宏議員、久保 博議員を。

日程第14、選挙第8号。深川地区消防組合議会議員に、大沼議員を。

日程第15、選挙第9号。空知教育研修センター組合議会議員に、西田町長を、以上の方々をそれぞれ指名致します。お諮りいたします。只今、議長において指名しましたとおり、選挙第3号から、選挙第9号までのそれぞれを当選者とするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々がそれぞれ当選されました。

(監査委員の選任)

○議長(吉田好宏議長) 日程第16、議案第25号。監査委員の選任についてを議題と致します。山田議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので退場を求めます。

(山田議員退席)

○議長(吉田好宏議長) 議案第25号の、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田篤正町長) 議案第25号、監査委員の選任について。本町監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める件でございます。平成11年5月11日提出、沼田町長。議会の議員の中から選任する委員さんという事で、山田英次氏を承認賜わりたいというふうに思います。住所は、沼田町本通4丁目4番10号。生年月日は昭和12年1月9日生まれ。63歳でございます。

最終学歴は、深川西高等学校卒業という事でございます。以上よろしくご審議を賜わりたいと思います。

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。お諮り致します。本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りします。議案第25号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

(山田議員入室)

(専決処分の承認)

○議長(吉田好宏議長) 日程第17、承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(平木昭良課長) 承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成11年5月11日提出、沼田町長。次の頁でございます。(以下、平成10年度沼田町一般会計補正予算の説明)

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 7番です。町民会館の事が出ていますので、ひとつお聞きしたいのですが、町長にお聞きしたいのですが、公民館に役場庁舎が移ることになるのですが、その場合、今まで公民館活動として無料で使っていた人達が、サークルや色んな文化活動が出来なくなる訳なんです、その場合町民会館や空き施設を利用しなければならないと思うのです。そういう場合に、一応は料金徴収の条例があるわけですが、その期間無料にするという格好をとるのか、とすれば何かやはり条例というか、承認を得るとかということが必要じゃないかなと思うのですが、どんな考えでいるのかちょっとお聞かせ頂きたい。

○町長（西田篤正町長） 12月で助役を辞任する前には、係わってました内容をある程度承知はしているのですがまだ、具体的に就任してから内部からの報告を受けてない状況でございますので、いま橋場議員さんからお話ありました件も十分頭に入れながら、住民の皆さんにご迷惑のかからないような方法で対処していきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。承認第2号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第18、承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成11年5月11日提出、沼田町長。次の頁に専決処分書がございます。（以下、町税条例の一部を改正する条例の説明）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 1番ですけれども、課税所得金額700万円を超える部分ということなんです、商売やったり事業やってる人達での社長さんであれば、超える人はいると思うんですけれども、沼田町でサラリーマンの方でこれに該当するという人はどれくらいいるのですか。たとえば、700万とって配偶者が扶養控除を得たり、それから所得ですから、収入から経費を引かれてとなると、700万円以上となると相当な高給所得者でなければならないと思うのですが。沼田町でだいたい何人くらい予想としているのか、ちょっと教えていただきたい。

それから、これの改正は昨年特別減税が行われて、これは課税最低限度額を引き上げる事によって、低所得の人達が減税の恩恵を受けたわけなんです。今度、今国会ですか、前の国会ですか、恒久減税ということで、収入が790万円以下の方は、実質増税になるというそういう中身の減税法案だと思うのですが、最高課税限度額の引き下げも所得税について行われたのです。これは、言われているようにまさに、金持ち減税だったのだけれども、この法案に基づいて今回改正したんだと思うのですが、さっき止めるといいましたが、実は大分暇があったので資料を用意していたら、いなければ、暇な間に取ってきて

いなければ止めておきますけれども、後で聞く事にします。何か持ってきていないようだからこれだけで止めておきます。

○財政課長（平木昭良課長） 2点ほどありましたけれども、1点目の今回、課税所得金額の700万円を超えるという方々の該当者でございますが、特別今回何人入るか調べたことは無いのですが、一般的に700万という沼田役場の職員では一人か二人いるかいけないかという程度しか、あと他の事業所の所得がどのような社長さんがいて、どれだけ取っているかちょっとまだ調べておりませんけれども、まあそのようなまず1千2・300万以上でなければ、いわゆる総収入ですね、そうでないと該当はしないはずですよ。

それと、2点目のことについてはちょっと今まだ、すいません後から又資料そろいましたらご説明申し上げます。

○7番（橋場 守議員） 一再— そうすると、所得税で言いますと所得税でこの最高課税限度額に対して、2%引き下げ、これは2%ですけども、所得税についてはものすごい下がるのです。そうすると、所得税のほうで言うと、サラリーマンでいうと、日本に3人ぐらいしかあてはまる人いないのだそうです。サラリーマンで言えば、最高裁判所の長官だとか、総理大臣と、もう一人くらいしか減税の対象になる人はいないのだそうです。サラリーマンでいうと。だけど、大企業のえらい人達には収入が多いから、その人達には減税がなんぼでもなるのですけどもね。そういうことに、所得税の方ではあるのです。この町民税についても結局は2%ですけども、収入の多い人ほどすごく減税になるんです。そういう意味では、やはり金持ち減税という事で、下のほうで最低限度額が2万円ばかり課税限度額が2万円ばかりあがると、非常に不公平だなと思うのですが、町長のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 今財政課長が申し上げましたとおり、具体的な資料がありませんし、あえて声に出して〜〜〜するのは差し支えたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 以上で、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい。

○7番（橋場 守議員） いいですか。これは国で決めたものでありますから、町はやらなきゃならない訳なんですけども、私はこれはあくまでも国のやり方が金持ち減税であって、本当に庶民を消費税5%にした上に更に、去年やった特別減税のように最低課税限度額を引き上げるとというのが、本来の減税政策だと思うので、こういう方向で国に要求すべきであるという立場から反対致します。

○議長（吉田好宏議長） ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。承認第3号は、承認する事に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者多数）

○議長（吉田好宏議長） はい。挙手多数であります。よって本案は承認する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第19、承認第4号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第4号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成11年5月11日提出、沼田町長。次の頁でございます。（以下、平成11年度沼田町一般会計補正予算、専決第1号の説明）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決を致します。お諮りします。承認第4号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。休憩をいたします。

（16時30分 休憩）

○議長（吉田好宏議長） 再開いたします。

（16時31分 再開）

○議長（吉田好宏議長） 議事日程の追加についてお諮りします。ただ今、議会運営委員会の所管事務調査及び議員の派遣の2件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第20、閉会中の所管事務調査申し出について。日程第21、議員の派遣について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第20、閉会中の所管事務調査申し出書を議題と致します。お諮り致します。本件は、議会運営委員会が、今任期中閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は許可する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第21、議員の派遣についてを議題と致します。お諮りします。本件は、本年度中における議員の派遣であります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。はい。

○7番（橋場 守議員） ここに、道内外及び海外等に参加し、町政の進展に寄与するという文言が入っています。これは、議長が提案しているのですが、私これまで吉田議長の議論をずっと聞いていましたら、やはりこんな大変な、町民全体の不景気の問題それから農村の農業に対する国の対策などから、大変な状況が生まれているという事で、相当色んなものを、経費を節約し、そして無駄を省いてそういう農業振興や、町の振興に金を使うべきだという持論だったはずなのですが、ここで海外等に参加というその海外の派遣をやはり外すべきでないかなと思うのです。それをどういうふうにしたらよいか分かりませんが、私はそう要望しておきます。

○議長（吉田好宏議長） 他にご質問ありませんか。はい。

1番（久保 寛議員） 今、橋場議員から意見があったところでございますけれども、ここに書いてあるように、予算の範囲内ということでございますから、その都度議長は今、橋場議員の申し入れあったとおりのお考えのようですから、予算を決める時点で、よく検討して、予算のご提出を願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） お諮りいたします。議員の派遣については、原案のとおり許可する事に賛成の方、挙手願います。

(賛成者多数)

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は許可する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて平成11年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時35分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員